

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業について

1 要 旨

令和6年12月に国の補正予算により措置された「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」に係り、支援対象の診療所を決定する。

2 事業概要等

(1) 概要

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保する。

(2) 対象事業

ア 施設整備事業（補助率 1/2）

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費の支援を行う。

イ 設備整備事業（補助率 1/2）

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費の支援を行う。

ウ 地域への定着支援事業（補助率 2/3）

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援を行う。

(3) 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日に承継・開業する診療所

(4) 補助金額上限

129,984千円（上記事業の補助金額の総計）

3 支援対象の診療所等

(1) 支援対象の診療所

診療所名	事業区分	所在地	活用予定事業
医療法人社団 松本内科胃腸科医院	承継 (R7.4.1)	尾道市 向東町	・施設整備事業 ・設備整備事業
つきおきクリニック（仮）	開業 (R8.3.1 予定)	尾道市 高須町	・施設整備事業 ・設備整備事業 ・地域への定着支援事業
医療法人刀圭会 諫見内科眼科医院	承継 (R8.3.31 予定)	尾道市 久保	・施設整備事業 ・設備整備事業 ・地域への定着支援事業

(2) 選定方法

尾三地区において、令和7年度中に承継・開業する見込みの診療所を対象として公募した結果、補助要件に該当する上記の診療所を補助対象として決定する。

※ 対象地区については、令和6年度第2回広島県医療対策協議会にて決定